

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成29年12月22日
戦略企画部

県民の声を受けて、12月1日及び12月18日に県Webに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は15件ですが、このうち3件については複数の所属で対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）県の対応件数は18件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A又はBを記した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	15	3						18

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部								
戦略企画部		1				1		2
総務部		1				3		4
健康福祉部		1		1				2
環境生活部		1						1
地域連携部			1			1		2
農林水産部								
雇用経済部								
県土整備部		6						6
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局						1		1
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局								
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		10	1	1		6		18

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを記したもの)

ア 職員の勤務、給与についての意見等 No. 3、No. 4、No. 5

(2) 県民の声を受けて実施した案件で、業務の改善等へ反映したもの(別表の整理番号欄にBを記したもの)

ア 傘袋の設置等についての苦情 No. 11

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成29年12月1日及び12月18日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（18件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには未掲載
- ・整理番号欄に、AまたはBを記したもの（4件）
Aは職員に関するもの（3件）及びBは「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したものの（1件）

整理番号	受付年月	受付方法	種別	件名	概要	対応部局	対応課	対応内容	反映区分
1	2017/10/20	電子メール	提案意見	学術活動の積極的PRについて	三重県として、高等専門学校のように、特色のある優位な技術をもった学校の発表の場を積極的に展開・活用したら良いと思います。三重県のPRに、活かしてはいかがでしょうか。	戦略企画部	戦略企画総務課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。県内高等教育機関（大学・短期大学・高等専門学校）は、様々な技術や魅力を持っており、県としても、県内高等教育機関の魅力向上・充実を図ることは、重要な取組です。例えば、平成29年7月の「県政だより みえ」では、昨年の全国高等専門学校プログラミングコンテストで最優秀賞を獲得した、鳥羽商船高等専門学校の「みつばちずードローンを用いた防災減災地図作成システム」について紹介したところです。今後も、引き続き様々な機会を通じて、県内高等教育機関の魅力発信に努めていきます。 参考：県政だよりURL http://www.pref.mie.lg.jp/DAYORI/index.htm 平成29年7月の「県政だより みえ」をご参照いただければ幸いです。	すでに実施している
2	2017/10/18	電話	提案意見	県民手帳について	県民手帳が発行されていますが、他県と比べて値段が高いと思います。仕事の関係で、他県に居住していましたが、その県の県民手帳は、500円で中身が充実していました。例えば、過去5年分の天気や各種相談窓口、振り込み詐欺防止等生活に役立つ情報が記載されていました。また、県民手帳のユーザーが多く、安く作れると聞きました。三重県も表紙に特産品を利用する等独自性を出していますが、他県で工夫していることを取り入れ、県民が使いやすい、より良い県民手帳にしてほしいと思います。販売についても、書店だけでなく、広く扱ってほしいと思います。	戦略企画部	統計課	この度は、県民手帳に関して貴重なご意見をいただきありがとうございました。本県の県民手帳は、発行が民間事業者で、原案の作成や編集、価格設定や販売場所等販売に関する運営は民間事業者が行っております。また、県は監修し、掲載内容について毎年検討を行っております。内容については、せいかつ相談窓口や防災・救急医療情報、イベントスケジュール、県内市町紹介、三重の豆知識をはじめ、さまざまな三重に関する情報を掲載するように工夫しており、今後も内容を更に充実させていくよう検討を重ねてまいります。県民の皆さんに興味と親しみをもっていただけるよう、2017年版の手帳では表紙に伊勢木綿のカバーを採用したり、2018年版では伊勢型紙で染めた木綿カバーや伊勢型紙のデザインを凹凸をつけて再現した皮調ソフトカバーを採用しています。価格に関しては、こうした特徴づけを図りながらも千円前後とするなど、発行者に最大の努力を行っていただいているところです。販売場所については、本年度は書店のほか一部のホームセンターや発行者の関係会社、県総合博物館内MieMuShop、県総合文化センター内Mikkeなど販売先の拡充に努めています。今後も発行者である民間事業者と連携して、いただいたご意見を参考により良い手帳の作成に取り組んでまいります。	施策の参考とする
3 (A)	2017/10/30	電子メール	提案意見	ワーク・ライフ・バランスについて	県庁では、毎日夜遅くまでの残業は当たり前であり、休日も出勤し、休暇もとれない日々が続いていると聞いています。これでは心身ともに疲れ果て、最悪の場合は過労死するのではないかと思います。企業のお手本であるべき県庁です。悪しき慣習を改善されるよう、強く望みます。	総務部	行財政改革推進課	ご意見をいただきありがとうございます。県では、職員の「ワーク」と「ライフ」の両立に向けて「ワーク・ライフ・マネジメント」を推進する中で、時間外勤務や長時間勤務についても目標を定め、その削減に向けて取り組んでいます。特に、職員の健康管理の観点から、長時間勤務者の削減には重点的に取り組み、業務の平準化や応援体制の構築などに努めているところです。職員が生き生きと仕事ができる「働きやすい県庁」を構築し、県民サービスの向上につなげていけるよう、今後もさらなる取組の推進を図ってまいります。	すでに実施している
4 (A)	2017/11/22	電話	苦情	職員の給与について	三重県は、財政的に厳しいにもかかわらず、職員のボーナスを上げると聞きました。公務員の給与は民間に比べて高いのに、まだ上げる必要があるのですか。給与も含めて抜本的に見直しをしなければ、県の財政は破綻すると思います。	総務部	人事課	地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。民間給与の実態については、毎年、人事委員会が企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行っています。今年の調査では、県職員の期末勤勉手当の支給割合（4.30月分）が民間企業の給与の支給割合を下回っていたことから、支給割合を4.40月分に引き上げるよう勧告が行われました。人事委員会の勧告については、労働基本権制約の代償措置として地方公務員法に定められ、最大限尊重すべきものであると認識しています。このことから、今年の勧告について、勧告どおり実施することとし、関係条例案を県議会に提出することとしました。関係条例案については、県議会において、審議、議決を経て決定される予定です。今後も適正な給与制度・運用に努めていくとともに、今年6月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」により、総人件費抑制の取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	施策の参考とする
5 (A)	2017/11/24	電子メール	苦情	県職員のボーナス等について	県職員のボーナスを増額するとの記事がありましたが、財政難の折にそんな余裕はあるのですか。しかも、増額する根拠が、50人以上の企業を調査しての結果というもおかしいです。全企業を対象にすべきです。実際、民間の実質賃金は上昇していないという事実をわかっていますか。明らかに矛盾しています。財源がないのに、どうやって捻出するのですか。赤字なのに、ボーナスを増やす企業はないでしょう。身を切る改革をせずに、しわ寄せを我々県民に押し付けるのはやめてください。 また、県庁に行くと、勤務時間中に、職場を離れて仕事とは関係がない場所へ行っている職員がいます。そのような職員はやめてもらったらどうですか。	総務部	人事課	地方公務員の給与は、民間企業との比較、国家公務員や他の地方公共団体との均衡などを考慮して決められています。民間給与の実態については、毎年、人事委員会が企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の従業員を有する民間企業から無作為に抽出し調査を行っています。今年の調査では、県職員の期末勤勉手当の支給割合（4.30月分）が民間企業の給与の支給割合を下回っていたことから、支給割合を4.40月分に引き上げるよう勧告が行われました。人事委員会の勧告については、労働基本権制約の代償措置として地方公務員法に定められ、最大限尊重すべきものであると認識しています。このことから、今年の勧告について、勧告どおり実施することとし、関係条例案を県議会に提出することとしました。関係条例案については、県議会において、審議、議決を経て決定される予定です。今後も適正な給与制度・運用に努めていくとともに、今年6月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」により、総人件費抑制の取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 また、職員の勤務時間中の離席については、業務に支障のない範囲で、かつ最小限のものである必要があると考えます。この点を含め、勤務時間中のマナーや態度については、かねてより会議等の場で職員に対して指導・徹底を図り、服務規律の確保に努めているところです。今後も引き続き、県民の皆様からの信頼を損なうことのないよう、様々な機会をとらえて職員に指導・徹底を行い、服務規律の確保に努めてまいります。	施策の参考とする

6	2017/11/24	電子メール	提案意見	宿泊税について	京都市は、観光予算の財源確保のため、宿泊税の導入を決定しました。三重県においても、宿泊税を導入すべきだと思います。	総務部	税務企画課	観光施策の財源確保につきましては、国において観光促進税（出国税）、一部の地方公共団体において宿泊税が検討されているところです。これらの検討状況について、引き続き注視してまいりたいと考えています。	施策の参考とする
7 (18)	2017/10/31	電子メール	提案意見	ヘルプマークの普及について	8月の「みえ県議会だより」に、「ヘルプマークの普及を」との問いがございましたが、私は、ヘルプマーク普及に微力ながら努めています。うつ病・自閉症スペクトラムで、聴覚過敏や感覚過敏があり、非常に疲れやすく、外出にはかなりの体力や精神力を消耗します。私以上に、外出には大変な思いをしている方々がたくさんいますが、見えない苦痛だけに理解されず、公共交通機関を利用している際に、座っていると、若いくせになぜ座っているんだと怒鳴られたり、杖でつかれたりといった悲しい話を耳にします。岐阜県でも、8月から配布が始まりました。「見えない障害」を抱えて一生懸命生活している方々にも優しい県であっていただきたく、ヘルプマークの普及をお願いいたします。	健康福祉部	地域福祉課	このたびは、ヘルプマークに関するご意見をいただきましてありがとうございます。ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が身に着け、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、必要な援助を得やすくするためのマークです。平成24年度に、東京都がストラップ型の「ヘルプマーク」を導入し、現在、全国18都府県で「ヘルプマーク」またはヘルプマークが表紙に印刷された「ヘルプカード」が導入されています。また、本年7月に、ヘルプマークのデザインがJIS規格に登録され、今後一層理解が進むことが想定されます。このような状況から、三重県でも、平成29年度内に「ヘルプカード」を作成し、必要な方にお配りする予定です。「ヘルプカード」の導入にあたっては、この趣旨を県民の方々に広く理解してもらう必要があります。電車やバスで席を譲ったり、困っている人を見かけたら声をかけるなどの「思いやりを持った行動」を呼びかける取組についても、あわせて進めていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。	今年度内に反映したい
8	2017/11/6	電子メール	提案意見	受動喫煙について	複数のWebサイトで、受動喫煙による病気の発症リスクについて、報告されています。受動喫煙をゼロにする対策を講じてほしいです。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございました。三重県では「三重の健康づくり基本計画」において、公共の場や店舗等での受動喫煙を防止する環境づくりを推進することとしており、終日完全禁煙の飲食店等を「たばこの煙の無いお店」として認定しホームページで公表しています。また、県民の皆様一人ひとりに受動喫煙の害について理解いただくため、街頭や各種イベントなどのさまざまな機会において、喫煙や受動喫煙の健康影響について普及啓発を実施しています。一方、国においても現在、健康増進法第25条の改正が検討されており、公共の場での受動喫煙防止対策の強化が進められているところです。今後も、国の動きを注視しつつ、啓発活動等を通じて受動喫煙防止に対する県民の皆様の気運の醸成を図り、関係機関の皆様と連携しながら受動喫煙防止対策の推進に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
9	2017/11/13	電子メール	提案意見	自動車排出ガス規制について	自動車の排出ガスは、発がん性物質を含んでいるものとして、知られています。自動車の排出ガスを規制してほしいです。	環境生活部	大気・水環境課	貴重なご意見ありがとうございました。自動車排出ガス規制は、大気汚染防止法により、自動車1台ごとの排出ガス量の許容限度が定められています。三重県では、大気環境の状況を常時監視しており、全測定局において、二酸化窒素は平成23年度から、浮遊粒子状物質は平成24年度から環境基準を達成している状況となっております。また、当県では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づき、県北勢地域の6市町（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町及び川越町）が対策地域に指定されており、三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を定め、目標年度の平成32年度までに対策地域内全域で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保することとしています。そのための対策の一つとして、対策地域内では新しい排出ガス基準に適合しない古い車両は登録することができないこととなっています。今後も、大気環境の状況を監視し、総量削減計画の進行管理等を行ってまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
10	2017/10/23	電子メール	提案意見	渋滞緩和策について	四日市市内の国道1号の渋滞については、公共交通機関（鉄道、バス）の不足などにも原因があると思います。新規道路の建設をしなくても、対策可能な方法があります。具体的には、バスの増便、バスや電車の利用者への補助（運賃を下げるなど）のほか、後続車が追い越せるようにバス停を整備することなどが、効果があると思います。	地域連携部	交通政策課	ご意見ありがとうございます。県では通勤、通学や買物等の日常生活に欠かせないバスや鉄道等の公共交通の維持・確保に取り組んでおり、道路の渋滞緩和にもつながるよう、県民一人ひとりが日常生活の移動手段を見つめ直し、用件などに応じて、自家用車と公共交通機関などを適切に使い分け、誰もが暮らしやすい社会にしていこうとする考え方（「モビリティ・マネジメント」）を推進しています。この取組では、公共交通を利用した通勤を促す取組として、「エコ通勤パス」（毎週水曜日にバス運賃が半額になるバス）等を実施しています。このたび、鉄道、バス等による渋滞緩和策としてご提案いただきましたご意見につきましては、関係機関の連携による道路渋滞対策の検討等における参考意見とさせていただきます。今後も利用しやすい公共交通を目指して引き続き努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
11 (B)	2017/10/27	提案箱	苦情	傘袋の設置等について	先日、雨の日に研修を受講するため庁舎を訪れた際、傘を玄関の傘立てに入れたところ、研修後傘がなくなっていました。誰かが誤って持っていったと思い、後日確認に来ましたが、ありませんでした。このようなことがないよう、傘袋の設置を要望します。床が雨滴で濡れることも防止できると思います。また、傘立てに持ち主不明の傘が放置されているように思います。整理してください。	津庁舎	地域調整防災総合事務所	貴重なご意見ありがとうございました。このたびは、不快な思いをおかけしましたことについてお詫び申し上げます。雨天時には、傘袋を正面玄関傘立て横に設置するとともに、持ち主不明の傘については一定期間を経過した後に整理を行うようにします。県民の皆様に、気持ちよくご利用いただけるよう努めてまいりますのでよろしく申し上げます。	県民の声を受けて実施した

12 (14)	2017/ 9/25	電子 メール	提案意 見	公共工事の 入札制度に ついて	総合評価方式の評価点計算が改正されたことで、特定の業者しか落札できないようになってい ます。これでは、競争入札制度から逸脱していると思います。予算の削減による公共工事の減少が続 く中、一般競争入札のくじ引きに外れ続ければ、工事成績は下がり続け、3年後には0点になり、 特定の業者のみが受注し続けるのではないのでしょうか。このような状態では、総合評価方式の入 札に参加する意味がなくなってしまいます。この制度の中で、受注できずに廃業する業者が増えれ ば、仕事がなくなり、過疎化に拍車がかかると思います。若年技術者の能力向上のための案件が公 告されていますが、若者がいなければ、何のためのものか分かりません。また、現在の一般競争入 札は、くじによる入札制度となっています。最低制限価格なしの自由競争の方がいいと思います。 仕事が無ければ、会社の利益が無くて従業員を養うため、価格を下げて落札することもあってい いと思います。	県土 整備部	公共 事業 運営課	この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。ご意見を参考により良い入札制度に改善して まいります。	す で に 実 施 し て い る
13	2017/ 10/13	電子 メール	提案意 見	完成検査後 の修正につ いて	完成検査に合格した業務委託について、県職員から修正の指示がありましたが、なぜその指示に 従わなければならないのかお伺いします。受注者の瑕疵以外で修正が必要であるのなら、まずは自 分(県職員)で修正すべきです。これがためなら、相当の対価を支払う条件で受注者に依頼してく ださい。	県土 整備部	技 術 管 理 課	ご意見ありがとうございます。県は、完成検査に合格した成果物の引渡しを受けた後でも、当該成果物に瑕疵 がある場合は、契約書に基づき、受注者に対してその瑕疵の修補を請求することができます。しかし、瑕疵がな い場合は、受注者に修補を請求することはできません。	す で に 実 施 し て い る
14 (12)	2017/ 9/25	電子 メール	提案意 見	公共工事の 入札制度に ついて	総合評価方式の評価点計算が改正されたことで、特定の業者しか落札できないようになってい ます。これでは、競争入札制度から逸脱していると思います。予算の削減による公共工事の減少が続 く中、一般競争入札のくじ引きに外れ続ければ、工事成績は下がり続け、3年後には0点になり、 特定の業者のみが受注し続けるのではないのでしょうか。このような状態では、総合評価方式の入 札に参加する意味がなくなってしまいます。この制度の中で、受注できずに廃業する業者が増えれ ば、仕事がなくなり、過疎化に拍車がかかると思います。若年技術者の能力向上のための案件が公 告されていますが、若者がいなければ、何のためのものか分かりません。また、現在の一般競争入 札は、くじによる入札制度となっています。最低制限価格なしの自由競争の方がいいと思います。 仕事が無ければ、会社の利益が無くて従業員を養うため、価格を下げて落札することもあってい いと思います。	県土 整備部	建 設 業 課	公共事業運営課の回答と同じです。	す で に 実 施 し て い る
15 (16)	2017/ 9/25	電子 メール	提案意 見	一般競争入 札について	とび・土木工事の法面関係の入札においては、企業用件として「他業種工事での契約金額50% 以上かつ500万円以上の実績」とありますが、例えば「土木一式工事」でそのような案件はあり ませんし、あったとしても市町村発注工事での発注であり、年間件数もわずかです。発注金額に よって臨機応変に変化させ、もっと受注機会(実績獲得の機会)が得られるようにしてほしいで す。また、地域維持型の業務委託については、多数の業者でJVを組む意味が分かりません。JV ではなく、災害協定の実績が評価できる業者に限定した、一般入札を希望します。災害協定を結 んでいる業者だけが、参加資格があるようにしたほうが良いと思います。	県土 整備部	建 設 業 課	道路管理課の回答と同じです。	す で に 実 施 し て い る
16 (15)	2017/ 9/25	電子 メール	提案意 見	一般競争入 札について	とび・土木工事の法面関係の入札においては、企業用件として「他業種工事での契約金額50% 以上かつ500万円以上の実績」とありますが、例えば「土木一式工事」でそのような案件はあり ませんし、あったとしても市町村発注工事での発注であり、年間件数もわずかです。発注金額に よって臨機応変に変化させ、もっと受注機会(実績獲得の機会)が得られるようにしてほしいで す。また、地域維持型の業務委託については、多数の業者でJVを組む意味が分かりません。JV ではなく、災害協定の実績が評価できる業者に限定した、一般入札を希望します。災害協定を結 んでいる業者だけが、参加資格があるようにしたほうが良いと思います。	県土 整備部	道 路 管 理 課	この度は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。ご意見を参考により良い入札制度に改善して まいります。	す で に 実 施 し て い る
17	2017/ 10/23	電子 メール	提案意 見	伊勢道路の 改善につ いて	伊勢道路(県道32号)では、雨が降っている時、事故が多発しています。死亡事故も起きてい ます。構造にも問題があると思います。今後、事故が起きないように、志摩市と協力して改善をお 願いします。	伊 勢 庁 舎 志 摩 庁 舎	志 摩 建 設 事 務 所 保 全 室	ご意見をいただきありがとうございます。県は、県道伊勢磯部線(伊勢道路)における、事故の発生状況を踏 まえ、曲線部等において降雨時の路面の滑り止め対策を実施し、事故発生の抑制に取り組んでいます。今後も、 関係機関と連携し、道路交通の安全確保に努めてまいります。	す で に 実 施 し て い る
18 (7)	2017/ 10/31	電子 メール	提案意 見	ヘルプマ ークの普及 について	8月の「みえ県議会だより」に、「ヘルプマークの普及を」との問いがございましたが、私は、 ヘルプマーク普及に微力ながら努めています。うつ病・自閉症スペクトラムで、聴覚過敏や感覚過 敏があり、非常に疲れやすく、外出にはかなりの体力や精神力を消耗します。私以上に、外出には 大変な思いをしている方々がたくさんいますが、見えない苦痛だけに理解されず、公共交通機関を 利用している際に、座っていると、若いくせになぜ座っているんだと怒鳴られたり、杖でつかれ たりといった悲しい話を耳にします。岐阜県でも、8月から配布が始まりました。「見えない障 害」を抱えて一生懸命生活している方々にも優しい県であっていただきたく、ヘルプマークの普及 をお願いいたします。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。ヘルプマークにつきましては、6月12日の県議会一般 質問で普及促進について質問があり、担当部局である健康福祉部より「県としても導入に向けて取り組んでいき たい」との答弁があったところです。その後の取組状況につきましては、担当部局である健康福祉部よりお答え させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、いただきましたご意見は、全議員に周知いたしま す。	施 策 の 参 考 と す る